Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成30年3月14日 自転車活用推進本部事務局

自転車活用推進計画の骨子について、アンケートを実施します!

~本年夏までの計画策定に向け、引き続き検討してまいります~

自転車活用推進法に基づき、自転車の活用の推進に関する目標や実施すべき施策を定める「自転車活用推進計画」の骨子をとりまとめました。

本年夏までの計画策定に向け、広く国民の皆様からの御意見をお伺いする ため、本日よりアンケートを実施します。

1. 背景

自転車は、環境に優しい交通手段であり、災害時の移動・輸送や国民の健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するものであることから、環境、交通、健康増進等が重要な課題となっている我が国において、自転車の活用の推進に関する施策の充実が一層重要となっております。

このため、昨年5月1日に自転車活用推進法が施行され、自転車の活用について、政府として総合的・計画的に推進するため、関係閣僚よりなる「自転車活用推進本部」(本部長:国土交通大臣)が設置されたところです。

自転車活用推進本部では、同法に基づき、<u>自転車専用道路の整備やシェアサイクルの普及促進など、自転車の活用の推進に関する目標や実施すべき施策を</u>定める「自転車活用推進計画」を、本年夏までに策定することとしております。

2. 計画骨子のとりまとめ、公表 【別紙1】【参考資料】

国土交通省では、自転車活用推進計画の策定に向けて、昨年8月に「自転車の活用推進に向けた有識者会議」^注を設置し、検討してまいりました。

このたび、同計画の骨子をとりまとめましたので公表します。

(注) 有識者会議における配付資料及び議事録については、以下国土交通省HPを参照ください。 http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/bicycle-up/index.html

3. アンケートの実施

【別紙2】

自転車活用推進計画の骨子の公表にあたって、インターネットによるアンケートを実施します。

実施期間 平成30年3月14日(水)~平成30年3月27日(火)

内 容 (1) 自転車の利用状況等に関すること

(2) 自転車活用推進計画の骨子について

方 法 インターネットによるアンケート調査を実施

URL: https://enq.internet-research.jp/open/zVeZ0eSZT304ysD7CwPRMQ

問い合わせ先

国土交通省 自転車活用推進本部事務局 奥田、山田

電 話 03-5253-8111 (内線 38103、38225)、03-5253-8497 (直通)

FAX 03-5252-1622